

最高裁秘書第1391号

令和8年4月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和7年9月19日付け（同月22日受付、第070224号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和7年度司法修習生指導担当者協議会に関する総合協議要録（同じテーマの協議会が複数ある場合、大阪地裁の担当者が参加したもの）（集合修習カリキュラムの概要及び導入修習カリキュラムの概要は除く。）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）